

浜岡原子力発電所2号機 施設定期検査の終了について

2010年5月27日

当社は、2010年1月27日より原子力安全・保安院による2号機の施設定期検査※を受検してまいりました。

本日、原子力安全・保安院より施設定期検査の合格証の交付を受けましたので、お知らせします。

施設定期検査では、原子力安全・保安院により、核燃料物質の取扱施設および貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、非常用電源設備のうち、核燃料物質の取扱いまたは貯蔵に係る施設・設備の性能について、技術上の基準に適合していることの確認が行われました。

今後とも、廃止措置計画に基づき、計画している作業等について、安全確保を最優先に進めてまいります。

※ 施設定期検査は、原子炉等規制法第29条に基づく検査であり、毎年受検することが義務付けられています。なお、1号機は2010年5月21日に原子力安全・保安院より施設定期検査の合格証の交付を受けました。

以上